

船舶事故調査報告書

平成22年6月17日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成22年3月31日 05時40分ごろ、本船が無人状態で発見された。）
発生場所	不明（北海道礼文町船泊港北防波堤灯台から真方位141°800m付近（概位 北緯45°26.5′ 東経141°02.1′）の砂浜で本船が発見された。）
事故調査の経過	平成22年3月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三十八 ^{りょうほう} 長宝丸、4.0トン HK3-114248（漁船登録番号）、個人所有 11.39m（Lr）×2.93m×0.91m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、平成3年12月
乗組員等に関する情報	船長 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 昭和51年5月21日 免許証交付日 平成17年10月18日 （平成23年10月8日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、なまこけた網漁の目的で、平成22年3月31日05時00分ごろ、北海道礼文町浜中漁港を出航し、船泊湾内の漁場へ向かった。 漁業協同組合（以下「漁協」という。）の職員は、05時40分ごろ漁協前の砂浜に本船が無人状態で着いていたのを発見し、船長が落水したものと思い、海上保安部に連絡するとともに、僚船等に依頼して捜索を開始した。 捜索に加わった僚船の船長は、06時07分ごろ、船泊港北防波堤灯台から真方位299°2,700m付近で、救命胴衣を着用してうつ伏せ状態で浮いている船長を発見した。 船長は、病院へ搬送されたが、死亡が確認された。 死因は溺死と検案された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 6、視界 良好 海象：波高 約1.5m、水温 約5℃

	特記事項：利尻及び礼文に、強風及び波浪注意報が発表中であった。								
その他の事項	<p>本船は、発見されたとき、主機が運転状態で、クラッチが前進状態にあり、けた網が海中に投入されていた。</p> <p>本事故当時の船泊湾は、操業に支障があるような気象及び海象状況ではなく、他にも、なまこけた網漁の船が操業していた。</p> <p>船長の身体に目立った外傷はなかった。</p>								
分析	<table border="0"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>死因は溺死であった。</p> <p>本船は、船泊湾において操業中、船長が落水したものと考えられるが、落水した状況については明らかにすることができなかった。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	不明	船体・機関等の関与	不明	気象・海象の関与	不明	判明した事項の解析	<p>死因は溺死であった。</p> <p>本船は、船泊湾において操業中、船長が落水したものと考えられるが、落水した状況については明らかにすることができなかった。</p>
乗組員等の関与	不明								
船体・機関等の関与	不明								
気象・海象の関与	不明								
判明した事項の解析	<p>死因は溺死であった。</p> <p>本船は、船泊湾において操業中、船長が落水したものと考えられるが、落水した状況については明らかにすることができなかった。</p>								
原因	<p>本事故は、本船が船泊湾内において操業中、船長が落水したことにより発生したものと考えられるが、その原因を明らかにすることはできなかった。</p>								